

飲食店の倒産、上半期で過去最多 2025年、通年では900件超も視野

帝国データバンクはこのほど「飲食店の倒産動向」の調査結果を公表した。これによると、2025年上半期（1～6月）における飲食店の倒産件数は458件となり、前年同期（435件）を上回って3年連続の増加となった。年上半期としては過去最多で、現在のペースが続けば、通年で初めて900件台に到達する可能性もある。

飲食業界では、コロナ禍からの回復が道半ばにあるなか、食材費や人件費、光熱費といった運営コストの高騰が重くのしかかっており、とりわけ中小・零細規模の店舗を中心に収益の確保が困難となっている。

今回の調査では、特定業態における倒産の増減も明らかになっている。例えば、最も倒産件数が多かったのは「酒場・ビヤホール」（105件）で、前年同期比で6.3%減少している。一方で「中華・東洋料理店」は88件（前年同期比 +12.8%）と増加し、なかでも「日本料理店」の倒産件数は46件と、前年同期の30件から53.3%増という急増ぶりを示した。こうした業態では、団体客の減少や接待需要の低下に加え、若年層の取り込みを狙ったメニュー改定が既存顧客とのギャップを生むなど、経営の舵取りが一層難しくなっている。

また、「物価高」が直接の倒産要因として判明したケースは50件にのぼり、飲食店全体の約1割を占めている。これは前年までと比べても顕著に高く、今後さらにこの比率が高まる可能性も指摘されている。

バーチャルオンリー株主総会が法制化へ 会社法改正に向けた議論が本格化

政府が、バーチャル株主総会の法整備に向けた議論を本格的にスタートさせた。令和7年4月以降、法制審議会の「会社法制（株式・株主総会等関係）部会」では3回にわたり会議が開かれ、バーチャル株主総会、とくにインターネットのみで開催される「バーチャルオンリー株主総会」に関する規律の創設が大きな論点となっている。

現行の会社法では、株主総会には「場所」の設定が必要とされ、物理的な会場なしで開催することは認められていない。一方、産業競争力強化法により、一定の条件下で上場企業のみがバーチャルオンリー総会を実施できる特例が設けられている。今回の議論は、そのような例外的措置を一般化し、会社法上の制度として明文化することを目指すものだ。

具体的には、定款での定めを前提に、通信障害への対応、情報の双方向・即時性の確保、デジタル機器の利用が難しい株主への配慮などが制度要件として挙げられている。また、通信障害による決議取消のリスクに備え、「故意または重大な過失」がない限り取消しを認めないとする“セーフハーバー”規定の導入も検討されている。

さらに、議事録や通信履歴の保存義務、議長による総会の延期・続行決定の容認といった実務面の整備も議論されており、制度の実効性確保に向けた包括的な検討が進む。バーチャル化の流れを受けた企業統治のあり方が、いま大きく変わろうとしている。